

○さいたま市民栄誉賞表彰規則

平成 15 年 3 月 27 日

規則第 33 号

(目的)

第 1 条 この規則は、市民の誇りとなるべき顕著な業績のあった者に、さいたま市民栄誉賞（以下「市民栄誉賞」という。）を贈り、その業績を表彰することを目的とする。

(選定)

第 2 条 市民栄誉賞の表彰を受ける者（以下「受賞者」という。）は、市長が、必要に応じて指名する者の意見を聴いて選定する。

(一部改正〔平成 23 年規則 52 号〕)

(表彰の方法)

第 3 条 表彰は、受賞者に表彰状（様式第 1 号）及びさいたま市民栄誉章（様式第 2 号）を授与して行う。

2 前項に定めるもののほか、受賞者には、記念品を授与することができる。

(表彰の時期)

第 4 条 表彰は、隨時行う。

(業績の公表)

第 5 条 受賞者の業績は、市の広報等により公表するものとする。

2 市の広報に掲載する事項は、次のとおりとする。

(1) 氏名及び生年月日

(2) 略歴

(3) 表彰する業績の概要

(4) 写真

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、市民栄誉賞に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 13 年 4 月 30 日以前において、合併前の大宮市民栄誉賞表彰規則（昭和 58 年大宮市規則第 3 号）の規定により大宮市民栄誉賞を贈られていた者及び与野市民栄誉賞表彰規則（昭和 63 年与野市規則第 34 号）の規定により与野市民栄誉賞を贈られていた者は、それぞれこの規則の規定により市民栄誉賞を贈られた者とみなす。

附 則（平成 23 年 5 月 19 日規則第 52 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 7 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式 略